

か★が★や★き・

目 次

- セミナーのお知らせ P1
 女性活躍推進法施行のお知らせ P2、P3
 相談案内、4コマ漫画 P4

チャレンジする女性のための 『マネーセミナー』を開催します!



知っておきたい制度とお金の話



結婚・出産・育児などで仕事を離れ再就職を考えている方や起業・転職などを考えている方。また、改めて「お金」についての知識を身につけたい方など、将来の生活設計に向け、気になる「お金」について考えてみませんか？



第1回

日 時

平成28年1月22日(金)
午後1時30分～3時30分

講座内容

～気になるお金の基礎知識～

- ・社会保障制度（健康保険・公的年金・介護保険等）
- ・税金制度
- ・これから必要になるお金について

第2回

平成28年1月29日(金)
午後1時30分～3時30分

～マネーからのライフプラン～

- ・ライフステージ等個々に応じた働き方
- ・マネーから見る賢い働き方

講 師 マネーラボ関西 代表

福一由紀さん（ファイナンシャルプランナー）

場 所 中総合会館5階 フレアス舞鶴
(舞鶴市男女共同参画センター)募集対象 ◎結婚・出産・育児などによりいったん仕事を離れ、再就職を考えている女性。
◎起業、転職を考えている女性。
◎「お金」について勉強したい女性。

募集人数 20名（先着順）

参 加 費 無料

託 児 お子様1人1回につき300円で予約が必要です。

申込及び問合せ先

1月18日(月)までに舞鶴市人権啓発推進室へお申込みください。

TEL.0773-66-1022 FAX.0773-62-9891



「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」が9月4日に施行されました!



なぜ、この法律が必要なの?

背景には、働く場において女性が力を十分に発揮できていないといった現状があります。

就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない女性は約300万人に上ります。

第一子出産を機に約6割の女性が離職するなど、出産・育児を理由に離職する女性は依然として多いです。

管理的職業従事者(企業の役員、課長相当職以上等)における女性の割合は11.3%と欧米諸国等と比べても低い水準にあります。

等々

家庭生活の現状をみると…

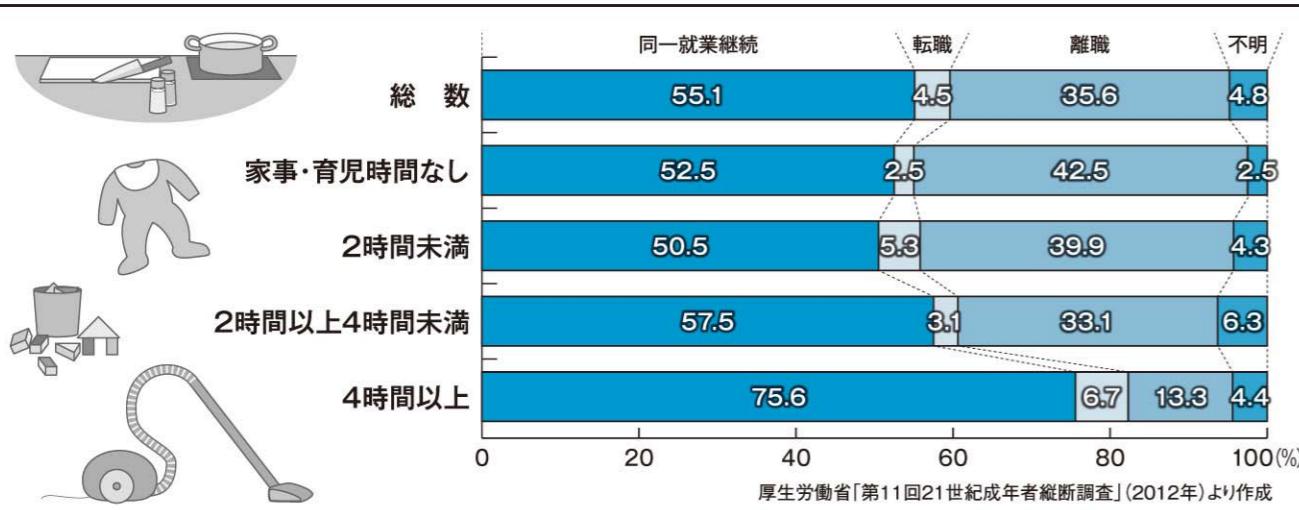
“夫の家事・育児の参加”と“妻の継続就業”的関係

夫の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高い傾向にあります。現状では、家庭責任の多くを女性が担っているため、夫の家事・育児への参画の度合いが、女性の継続就業に非常に大きな影響を与えていていると考えられます。

また、就業を希望している女性が働き続けるには、家庭のみならず、職場や地域社会での環境づくりも重要となってきます。



夫の平日の家事・育児時間別にみた妻の出産前後の継続就業割合



女性の職業生活における活躍の推進によって “目指すべき社会”とは?

働く場における女性の思いを実現する

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、「働きたい」という希望を持つつも育児・介護等を理由に働いていない女性や責任ある地位での活躍等を希望する女性の思いを叶えることができる社会」を実現することができ、ひいては、「男女がともに、多様な生き方、働き方ができ、ゆとりがある豊かで活力あふれる社会」の実現につながります。

“目指すべき社会”的実現を図るために!

事業主に求められるもの



女性の職業生活における活躍を推進するにあたっては、「長時間労働を前提としない働き方の構築」や「男性による育児休業の活用促進」、「女性に対する採用・昇進等の機会の積極的な提供」、「復職しやすい雰囲気づくり」「ハラスメントへの対策」等の取組が求められています。

また、実効性のあるものにするために、法律では下記のとおり事業主行動計画の策定等が義務づけられています。

事業主行動計画の策定、情報を公表

301人以上の大企業等は、平成28年4月1日までに女性の活躍推進に向けた①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表等を行う必要があります。
(300人以下の中小企業については努力義務)



これらの取組により、男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって参画する機会が確保され、均等に利益を享受することができ、共に責任を担える男女共同参画社会が形成されることが期待されます。

フレアス舞鶴の相談事業

下記の相談事業をフレアス舞鶴(中総合会館5階)で実施しています。
秘密は厳守いたします。お気軽にご利用ください!

○相談はすべて『無料』です。

○面接相談時は託児のご利用もできます。

予約時にお申し込みください。(お子様1人300円)

○各面接相談は、事前に予約が必要です(電話相談は予約不要)。相談日の2週間前から前日までに電話で人権啓発推進室までお申し込みください。

相談無料

女性相談

日々の暮らしの中で女性が直面する、様々な悩みについての相談窓口です。夫婦関係や子育てのこと、暴力に関する事、職場や近所の人間関係など、何でも気軽にご相談ください。

【電話相談】

0773-65-0056

【日 時】

毎月4回(第1~第4木曜日)

午前10時~午後4時

※ただし、1月7日・2月11日は休止

【相談員】

女性問題について学習を重ねた
女性が担当しています。

【面接相談】

【日 時】

毎月1回(第2水曜日)

午前11時~午後2時10分

(1人50分以内)

【相談員】

龍田 英美子さん
(女性問題カウンセラー)

女性の心とからだの相談(面接)

女性の「心」と「からだ」は、とてもデリケートです。

妊娠・出産、更年期障害、ストレス、精神的な悩みなど、ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

【日 時】

毎月1回(第4火曜日)

午後1時~午後3時(1人50分以内)

【相談員】

西村 佳子さん(助産師)

女性のチャレンジ相談(面接)

就業や起業、NPO活動、地域活動、キャリアアップなど、女性の様々なチャレンジを応援します。

やりたいことがあるけれど、何から始めればいいのか、どこに相談すればいいのかわからない、そんな女性の方、お気軽にご相談ください。

【日 時】

偶数月1回(第3水曜日)

午前11時20分~午後4時20分(1人50分以内・グループ可)

【相談員】

谷川 則子さん(キャリアコンサルタント)

あなたの
声をお聞かせ
ください!

- ◎男女共同参画に関するお知らせや取り組みなど、皆さんの情報提供をお待ちしています!
- ◎フレアス舞鶴やこの情報誌に関するご意見、ご感想、お問い合わせは下記まで。
- ◎この情報誌の配架先を募集しております。詳しくは下記までご連絡下さい。

編集
発行

舞鶴市市民環境部人権啓発推進室啓発推進課男女共同参画係

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

TEL.0773-66-1022 FAX.0773-62-9891

理想と現実



男性の長時間労働や家事関連活動時間の短さといった現状に、必ずしも男性が満足しているわけではないのです。職場も家庭もワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現が望まれます。